道立江差病院だより ☎0139-52-0036

外来診療体制・8月の診療予定

診療科、曜日によって担当医が変わります。ご確認ください。

総合診療科	午前　月から金曜日（午前11時までの受付）
整形外科	午前　月, 水, 木, 金曜日 午後　金曜日（午前、午後診療いずれも完全予約制）
循環器内科	午前　月から金曜日 （初診は月,火,木,金曜日。水曜日の再診は予約のみ） 午後　月, 木, 金曜日 （初診は月,金曜日。木曜日の再診は予約のみ）
消化器内科	午前　2日㈮, 23日㈮（午前11時までの受付） 午後　2日㈮, 15日㈭, 23日㈮
呼吸器内科	午前　金曜日（午前11時までの受付） 午後　木曜日
神経内科	午前　2日㈮, 16日㈮, 30日㈮
総合診療（外科）	午前　火から木曜日
外科	午前　9日㈮（午前11時までの受付）
小児科	午前　月から金曜日 午後　火と木曜日（午後３時～午後４時の受付）
泌尿器科	午前　月から金曜日 午後　木曜日
精神科	午前　月から金曜日（初診は完全予約制） 午後　月, 火, 水曜日（完全予約制）
産婦人科	午前　19日㈪, 20日㈫, 27日㈫（午前11時までの受付） 午後　19日㈪, 26日㈪
耳鼻咽喉科	午前　7日㈬, 8日㈭, 13日㈫, 14日㈬, 21日㈬, 22日㈭, 27日㈫, 28日㈬（午前11時までの受付） 午後　7日㈬, 21日㈬
眼科	午前　15日㈭, 29日㈭（予約以外の初診受付午前11時まで） 午後　7日㈬, 21日㈬, 28日㈬ コンタクトレンズを希望する患者様へ 当院で以前調整した患者様のみ対応いたします。 眼鏡の処方は、午後の診療受付になります。
皮膚科	午前　火曜日

診療日は予定であり変更になる場合もあります。
事前に病院にご確認の上、受診してください。
※診療受付時間
午前…8時00分～11時30分（初診の方は、9時00分～）
午後…1時00分～　2時30分
予約受付時間（定期患者のみ）午後1時00分～午後4時00分

一包化されたお薬の保管のお話

昨年の夏は全国的にとても暑くなり、江差でも30℃を超える暑い日が続きました。そんな中で、「日々飲んでいるお薬も冷蔵庫に入れた方がいいんじゃないか」と考えた方がいるかもしれません。

ですが、複数の飲み薬を一袋にまとめた一包化をされたお薬は、冷蔵庫から出し入れするときにお薬の表面で結露して湿気ってしまうことがあります。

湿気ってしまったお薬は色や形が変わったり、ベタついて他のお薬とひっついたりと本来の効き目を発揮できない状態になってしまうため、**特別な指示がある場合を除いて冷蔵庫には入れないようにしてください。**

また、薬の紙袋、一包化に使われる袋や粉薬に使われる袋は湿気を通しやすいものもあるので、台所や洗面所など湿度が高くなりやすい場所に薬を保管するのも避けてください。

◎お薬を保管するときは…

・お薬箱や密閉できるケースに入れる。
　→ もしあれば、お菓子や海苔の乾燥剤を一緒に入れる。
・日の当たらないなるべく涼しいところに置く。

薬剤師　小林　拓

★★★ 看護職員等募集のお知らせ ★★★　**正職員：看護師、パート職員：看護師、准看護師および看護助手**

各種手当・有給休暇・院内保育所もあります。
勤務時間（例：１日４時間で週３日など）も相談可能です。

＼ お気軽にご連絡ください♪ ／

問い合わせ先　総看護師長　若林

法テラス江差通信（第168号）

法テラス

●お問い合わせ　法テラス江差法律事務所
TEL 050・3383・5563

～遺言の方式について～

遺言書を作成することで、遺産の分け方について法的な拘束力を与えることができます。遺言の方式には、いくつか種類があります。その中で多く利用されているのは、自筆証書遺言と公正証書遺言の２つになります。

自筆証書遺言は、文字通り、基本的には自筆で作らないといけない遺言の方式になります。費用がかからず、一人ですぐに作れることがこの方式のメリットです。もっとも、保管方法次第では偽造や書き換えのおそれがあり、紛失することや相続開始後に家庭裁判所の検認手続きを経る必要があるといったデメリットがあります。また、基本的に自筆で作らないといけない上、記載事項が不足していると遺言が無効となるおそれもあります。

自筆証書遺言が紛失したり偽造される事態を回避するための制度として、法務局による自筆証書遺言書保管制度があります。この制度を使うと、指定した相続人等に遺言書の存在を通知したり、相続開始後の家庭裁判所の検認手続きを省略できたりします。しかし、内容が適正かどうかは法務局で判断してもらえません。

公正証書遺言は、公証人の関与を受けながら遺言を作成することができる方式になります。この方式では、公証人が内容を確認して作成を進めるため、遺言が無効になる事態を回避できます。また公証人のアドバイスをもらいながら遺言の作成ができるため、安心して遺言書を作成できます。その一方で、費用は自筆証書遺言よりも高くなり、証人を２人用意する必要があります。

財産が多くある場合や複雑な遺産の分配をしなければならない場合などは、公正証書遺言を利用した方が良いように思われます。

一方で複雑な内容にならないもので費用をかけずに遺言を作りたい場合は、法務局の保管制度を利用しながら進めていくのが良いように思われます。その場合、内容面で不安が残る場合や気になることがある場合は、弁護士などの専門職に相談をしながら進めることも一つの方法かもしれません。

相談のご予約は
050-3383-5563
までお願いします。
（法テラス江差
弁護士　樋口　直久）

上ノ国町
地域活動支援センター
新規利用者募集中！

個別相談・見学・体験も受付中！お気軽にお問い合わせください。
問い合わせ先　たまみずき北海道　☎0139－56－1203